

フォトロングリーン調達基準書

第3版（2021年8月）

株式会社フォトン

＜改訂履歴＞

制定日	版数	頁	項目	内容	承認	審査	作成
2005/7/1	第1版	—	—	初版作成	島村	菅野	菅野
2009/3/1	第2版		全体	全面改定	島村	菅野	菅野
2010/11/1	第2.1版	3 9	第一章 2 表1	グリーン購入を追加 使用禁止物質リスト中の鉛化合物を修正	菅野	菅野	菅野
2021/2/26	第2.2版	7		文言修正	栗野	栗野	千葉
2021/8/30	第3版		全体	全面改訂	栗野	千葉	齊藤

目次

第一章 フォトロン環境方針.....	2
1. はじめに.....	2
2. フォトロンの企業理念と環境方針.....	3
第二章 フォトロングリーン調達基準書.....	4
1. 目的.....	4
2. 適用範囲.....	4
3. 要求事項.....	6
4. フォトロングリーン調達基準の運用.....	7
5. 機密保持.....	7
6. その他.....	8
付属書1(1/2).....	9
付属書1(2/2).....	10
付属書2(1/1).....	11
付属書3.....	12

第一章 フォトロン環境方針

1. はじめに

フォトロンは、2005年に本「フォトロングリーン調達基準書」(以下「本基準書」)を定め、環境に配慮した製品づくりに取り組んで参りました。これまでの取引先皆様のご協力に対し深く感謝申し上げます。

現在の地球環境は温暖化問題を始め、グローバル化の加速により、きわめて急速で劇的な局面を迎えており、ますます環境問題が全世界の大きな課題となってきております。

このような中で、フォトロンでは、2008年12月から環境経営プログラムを導入し、全社のあらゆる事業活動を通じて、地球環境の保全と共生を目指した、持続可能な社会の構築に貢献しようと、改めて更なる活動をする事にいたしました。その際に、「環境保全への行動指針(3頁)」を明確に決めました。

本基準書は、フォトロンが取引先の皆様と共同で地球環境に配慮した製品づくりを継続的に行うために、欠くことのできない条件を改めてまとめたものです。内容をご理解いただき引き続きご協力をいただきますようお願い申し上げます。

お取引先様が製造業者の場合

お取引先様が、フォトロンに納入する製品・部品・部材・副資材を製造・調達する際に、「部品・部材の製造業者や加工依頼する二次加工先に対して」この基準に準じて環境保全活動に取り組むよう指導し、要求事項を満たしていることをご確認ください。

お取引先様が商社の場合

お取引先様が、フォトロンに納入する製品・部品・部材・副資材の「購入先の製造者に対して」この基準をお伝えいただき、この基準に沿った環境保全活動に取り組むようご指導いただきたくお願いいたします。また、「購入先の製造者から」環境に関する各種情報を収集し、フォトロンへご提供くださいますようお願いいたします。

2. フォトロンの企業理念と環境方針

《 企業理念(抜粋) 》

ポリシー: 顧客満足による信頼の創造

ミッション: お客様の業務効率向上に貢献

ビジョン: 画像にこだわる会社

《 環境方針 》

環境基本理念

フォトロンは企業理念に基づき、あらゆる企業活動の実践と製品・サービスの提供を通じて、社会に貢献していきます。

そして、地球環境の保全と共生を目指した事業活動を行うために環境経営システムを構築し、全社一丸となって継続的な改善活動を進めます。

環境保全への行動指針

環境負荷の低減を目指した製品開発・製造・販売を行います。

CO₂の削減、廃棄物の削減、排水量の削減に努めます。

環境に負荷を与える物質については撤廃或いは削減の努力を継続的に行います。

お取引先様と共同でグリーン調達を推進をしていきます。

環境に関する法律、規制、協定など遵守していきます。

グリーン購入を計画的に進めます。

全従業員にこの環境方針を周知徹底します。

環境レポートを公表し、環境コミュニケーションに積極的に取り組みます。

《 フォトロングリーン調達基準 》

グリーン調達基準

フォトロンはあらゆる部品・部材・副資材の購入について以下の調達基準を設けます。

- ・環境意識の高いお取引先様からの調達
- ・環境負荷の小さい製造工程からの調達
- ・環境負荷の小さい部品・部材の調達

第二章 フォトロングリーン調達基準書

1. 目的

本基準書は、「地球環境の保全と共生を目指した事業活動を行う」という環境基本理念に基づき、グリーン調達に関する基本的な考え方、お取引先様への要求事項、その運用、対応措置を定めています。フォトロンは本基準書に基づいて、お取引先様と共同で製品の環境負荷の低減を図ることを目的にしています。

2. 適用範囲

2.1 製品への適用範囲

下記のフォトロンの製品すべてを対象範囲とします(フォトロンの製品とともに市場に出る梱包材・副資材も含みます)。

- ① フォトロンで設計・製造し、販売する製品
- ② フォトロンが第三者に設計・製造を委託し、「株式会社フォトロン」の商標を付して販売する製品(他社の製品を購入し、組み込んで最終製品として販売する場合も含む)

2.2 部品・部材・副資材への適用範囲

前項に該当する製品に使用する部品・部材・副資材を対象とします。対象となる部品等は下記のとおりです。

- ① 半製品(機能ユニット、モジュール、基板assyなどの組立部品など)
- ② 部品(電子部品、機構部品、半導体デバイス、プリント基板など)
- ③ ねじ、ナットなど
- ④ アクセサリ(リモコン、マウス、ACアダプタ、記録メディア、機器を使用するための付属品など)
- ⑤ 製品に使用される副資材(粘着テープ、半田材料、接着材など)
- ⑥ 取扱説明書
- ⑦ 製品の配送・保護に用いる包装材(緩衝材、テプラ、シート、ダンボール、テープ、結束バンド、印刷インク、塗料など)
- ⑧ 販売促進物品

2.3 定義

2.3.1 化学物質管理

① 使用禁止物質

本基準書に使用禁止物質として挙げた物質であり、フォトロンが特に指示を出さない限りフォトロン製品に使用する部品・部材・副資材において最大許容値を超えた使用を禁止する物質です。使用禁止物質を意図的に添加したもの又は最大許容値を超えるものは購入いたしません。

また、納入品の製造工程でのオゾン層破壊物質の使用も禁止しています。

② 使用管理物質

本基準書に使用管理物質として挙げた物質であり、フотロン製品に使用する部品・部材・副資材において管理を定めている物質です。

環境、健康、安全の面から使用実態を把握し、リサイクルや廃棄時に適正処理すべき物質です。

2.3.2 含有

当該物質が意図的であるか否か問わず、製品を構成する部品・ユニットまたはそれらを構成している原材料に添加、混入、付着することを指しています。製造工程において意図せずに製品に混入、付着する場合も含まれます。つまり、最終的に製品に残存している状態を指します。

2.3.3 意図的添加

当該物質が部品・部材・原材料に対して、性能向上や特性変更を目的として使用されることを指します。

2.3.4 意図的添加以外の含有

当該物質が天然素材中に含有されており、精製過程で技術的に除去できない場合、または製造工程において意図せずに混入、付着した場合を指します。

2.3.5 許容値

最大許容濃度(Maximum Concentration)を指します。

2.3.6 閾値(しきいち)レベル

一般的にグリーン調達調査において、部品の均質材料に含まれる化学物質の含有／非含有を判定する境界値として運用される最大許容値です。

本基準書での管理物質における閾値レベルとは、製品または部品に含まれる化学物質または材料がこの値を超える(または同一の値になる)と、要求事項にしたがって開示しなければならない限界を示す濃度レベルです。

<2.3.2 ~2.3.4の考え方は下記の通りです>

	意図的添加による含有	意図的添加以外の含有	
		技術的に含有を確認出来る場合	技術的に含有を確認出来ない場合
閾値以上	不適合	不適合	適合
閾値未満	適合	適合	適合
閾値が無い場合	不適合	含有している場合は不適合	適合
含有量報告義務	あり	あり	なし

2. 3. 7 chemSHERPA

JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)が提供する化学物質情報伝達フォーマットです。
フォトロンは chemSHERPA による化学物質のデータ提供を推奨しております。

3. 要求事項

フォトロンはお取引先様に企業の社会的責任として、各国の環境関連法令と国際条約の遵守をお願いしています。その上で、お取引先様の環境管理システムに対する要求事項と、調達品及び工程使用物質の環境影響物質に対する要求事項の遵守をお願いいたします。また、お取引先様の調達先に対してもフォトロンの要求事項をお伝えいただき、その調達先がフォトロンの要求事項を満たしていることをご確認願います。さらに、良好な状態が維持できるように、その調達先に必要な管理・指導・支援等をお願いいたします。

3. 1 環境保全体制管理システムの構築

環境保全体制管理システムとは、環境に配慮した事業活動を行うことで環境負荷を低減させる仕組みがあり、その仕組みの正しい運営を維持管理する仕組みがあるシステムです。具体的には、第三者認証の環境マネジメントシステム(ISO14001、エコステージ、エコアクション21等)の取得をされていることが望まれますが、お取引先独自に運営管理するシステムでもかまいません。ただしこの場合は、以下の5項目の取組みがなされていることを要求します。

- ① 環境保全に対する企業理念・方針が策定されている。
- ② 環境保全を推進する組織があり、環境目標や施策の計画と実施がされている。
- ③ 環境関連法令・規定等が遵守され、定期的に確認されている。
- ④ 従業員に対する教育・啓蒙活動を実施している。
- ⑤ 環境に配慮した製品の購入を推進している。

3. 2 環境影響物質への要求事項

3. 2. 1 調達品中の化学物質管理基準

フォトロンへの納入品は以下の化学物質管理基準を遵守していることを要求します。

「表1」、「表2」に使用禁止及び使用管理の対象となる化学物質の一覧を示しています。

① 使用禁止物質

国内外の法規制で使用が禁止されている物質です。これらの閾値を超えて含有している部品、部材、副資材の使用を禁止します。

閾値の設定されていない物質は、意図的添加されたものの使用を禁止します。

② 使用管理物質

納入品への含有は禁止していませんが、含有量を把握することが求められており、フォトロンからの含有量調査依頼に対して回答を頂きたい物質群です。

含有量に関しては、リスト記載された法令等に従うものとします。

3. 2. 2 環境負荷情報の提供

納入品に使用されている化学物質の含有量調査、及び製造工程におけるオゾン層破壊物質をはじめとする各種化学物質の使用状況を調査いたします。フォトロンからの調査や問合せに速

やかにご回答いただきますようご協力をお願いいたします。

3. 2. 3 使用禁止物質不使用保証書等の提出

納入品について製品含有化学物質調査の結果に基づき「使用禁止物質不使用保証書」等の提出をお願いすることがあります。

4. フォトロングリーン調達基準の運用

4. 1 フォトロングリーン調達基準合意の確認

お取引先様には、「取引基本契約書」においてフォトロンのグリーン調達基準への合意をしていただきます。

4. 2 環境管理システムの調査、及び確認

お取引先様に対して、環境マネジメントシステムの構築状況と環境保全活動に関して調査・確認をさせていただくことがございます。その節はご協力をお願いいたします。

4. 3 調達品及び工程使用の環境影響物質の調査、確認

フォロンに納入している部品・部材・副資材については、個別に製品含有化学物質調査を行います。chemSHERPA によるデータ提供、もしくは書面による報告書に必要事項を記載のうえ回答いただくようお願いいたします。

また、調査の対象範囲は、部品を接合するための溶接棒や銀ロウ、半田、接着剤、テープ、機能確保するための 그리스や冷媒、外観を確保するための塗料、状態を整えるための(配線や配管の)固定具や表示ラベルなど、製品・ユニット・部品を構成、あるいはそれらに残留する全ての部品・物質となります。従いまして、製品段階(完成品)では残留しないもの、例えば、洗浄剤や研磨剤、エッチング液などは調査の対象外となります。

4. 4 調達品および工程使用の環境等で含有情報に変更が生じた場合

フォロンに納入している部品・部材・副資材について、変更が発生した場合は変更内容と影響範囲についてその都度速やかにご連絡ください。

化学物質の含有情報におきましても、変更等が発生した場合は同様にご対応をお願いいたします。

5. 機密保持

お取引先様より提出頂いた各種資料・書類は、それらが当該お取引先様の承認を得ないまま、用途以外に使用されることはありません。

6. その他

- ・環境負荷物質(使用不可物質および使用管理物質)は 法規制、社会情勢、技術動向の変化等の要因により定期的に見直しを行い、本基準書を改定します。
- ・環境マネジメントシステムの構築状況と環境保全活動に関する調査、およびお取引先様より購入している部品、部材、副資材の製品含有化学物質の調査の結果に基づき、改善を依頼する場合があります。
- ・本基準書についてのご質問・お問合せは下記にお願いします。

株式会社フォトロン

品質保証室

Eメール pqa-photron@photron.co.jp

TEL 03-3518-6276

FAX 03-3518-6279

表1 使用禁止物質リスト

物質名	閾値レベル	参照法令など
カドミウムおよびその化合物	100ppm 以下	EU RoHS 指令 ^{※1} EU 包装・包装廃棄物指令
六価クロム加工物	1000ppm 以下 もしくは 100ppm 以下(包装材)	EU RoHS 指令 ^{※1} EU 包装・包装廃棄物指令
鉛およびその化合物	1000ppm 以下 もしくは 100ppm 以下(包装材)	EU RoHS 指令 ^{※1} EU 包装・包装廃棄物指令
水銀およびその化合物	1000ppm 以下 もしくは 100ppm 以下(包装材)	EU RoHS 指令 ^{※1} EU 包装・包装廃棄物指令
ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	1000ppm 以下	EU RoHS 指令 ^{※1}
ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)	1000ppm 以下 もしくは 使用禁止	EU RoHS 指令 ^{※1} TSCA PBT 規則
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1000ppm 以下	EU RoHS 指令 ^{※1}
フタル酸ブチルベンジル	1000ppm 以下	EU RoHS 指令 ^{※1}
フタル酸ジブチル	1000ppm 以下	EU RoHS 指令 ^{※1}
フタル酸ジイソブチル	1000ppm 以下	EU RoHS 指令 ^{※1}
三置換有機スズ化合物 トリブチルスズ=オキシド(TBTO) トリブチルスズ(TBT) トリフェニルスズ(TPT) など	意図的添加以外の含有 スズの重量比 1000ppm 以下	EU REACH 規則
二置換有機スズ化合物 ジブチルスズ化合物(DBT) ジオクチルスズ化合物(DOT) など	スズの重量比 1000ppm 以下	EU REACH 規則
ポリ塩化ビフェニル類(PCB)	使用禁止	POPs条約
ポリ塩化ターフェニル類(PCT)	使用禁止	EU REACH 規則
ポリ塩化ナフタレン類(C _{≥2})	使用禁止	POPs 条約
短鎖塩化パラフィン類(C10-13)	使用禁止	POPs 条約
アスベスト類	意図的添加以外の含有 1000ppm 以下	労働安全衛生法 EU REACH 規則
一部のアミノ酸・顔料(分解により特定 アミンが発生する可能性があるもの) ^{※2}	30ppm 以下	EU REACH 規則
オゾン層破壊物質 ^{※3}	使用禁止	モントリオール議定書
放射性物質	使用禁止	核原料物質、核燃料物質および 原子炉の規制に関する法律

PFOSおよびPFOS類縁化合物	使用禁止	POPs 条約
2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	使用禁止	EU REACH 規則
ヘキサクロロベンゼン	使用禁止	POPs 条約
ヘキサブROMシクロドデカンおよびすべての主要ジアステレオ異性体	使用禁止	POPs 条約
多環芳香族炭化水素	1ppm 以下	EU REACH 規則
フマル酸ジメチル	0.1ppm 以下	EU REACH 規則
ホルムアルデヒド	75ppm 以下	EU REACH 規則
ヒ素およびヒ素化合物	使用禁止	EU REACH 規則
フッ素系温室効果ガス	使用禁止	EU 規制 No.517/2014
PFOA とその塩および PFOA 関連物質	PFOA およびその塩 0.025ppm 以下 PFOA 関連物質 1ppm 以下	EU REACH 規則

※1. 適用除外項目は、EU・RoHSの定める除外用途

理由・除外コードなどをご報告ください

※2. 分解により発生してはならないアミンは表1-1 参照

※3. モントリオール議定書で規制される物質

※最新情報は、各法令を参照

付属書1(2/2)

表1-1 アゾ染料・顔料から生成される特定アミン

化学物質名	CAS番号	化学物質名	CAS番号
4-アミノジフェニル	92-67-1	3,3-ジクロロベンジジン	91-94-1
ベンジジン	92-87-5	3,3-ジメトキシベンジジン	119-90-4
4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2	3,3-ジメチルベンジジン	119-93-7
2-ナフチルアミン	91-59-8	2-メトキン-5 メチルアニリン	120-71-8
o-アミノアゾトルエン	97-56-3	4,4'-ジアミノジフェルエーテル	101-80-4
5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8	o-トルイジン	95-53-4
p-クロロアニリン	106-47-8	2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
2,4-ジアミノアニソール	615-05-4	o-アニシジン	90-04-0
4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-77-9	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0	4,4'-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)	101-14-4
2,4-ジアミノトルエン	95-80-7	4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1

表2 使用管理物質リスト

No	物質名	参照法令など
1	アンチモンおよびその化合物	EU 玩具指令
2	ベリリウムおよびその化合物	労働安全衛生法
3	ビスマスおよびその化合物	労働安全衛生法
4	臭素系難燃剤(PBB, PBDE類を除く)	JS709 IPC-4101 IEC61249-2-21
5	塩素系難燃剤	JS709 IPC-4101 IEC61249-2-21
6	ニッケルおよびその化合物	EU REACH 規則 EU 玩具指令 労働安全衛生法
7	セレンおよびその化合物	EU 玩具指令
8	ポリ塩化ビニル(PVC)類/ポリ塩化ビニル(PVC)類化合物	JS709
9	フタル酸エステル類(RoHS 規制物質以外)	EU REACH 規則
10	ベンゼン	労働安全衛生法
11	過塩素酸塩	US CA 過塩素酸塩汚染防止 法 2003
12	パーフルオロヘキサンスルホン酸と塩および PFHxS 関連物質	POPs 条約
13	パーフルオロヘキサン酸(PFHxA)とその塩および PFHxA 関連物質	EU REACH 規則
14	REACH/制限物質 ^{※4}	EU REACH 規則
15	REACH/認可対象物質 ^{※5}	EU REACH 規則
16	REACH/SVHC リスト収載部品 ^{※6}	EU REACH 規則
17	chemSHERPA 管理対象物質 ^{※7}	

※4. 最新情報は ECHA の [Substances restricted under REACH](#) でご確認ください。

※5. 最新情報は ECHA の [Authorisation List](#) でご確認ください。

※6. 最新情報は ECHA の [Candidate List](#) でご確認ください。

※7. JAMP(アーティクルマネージメント推進協議会)と chemSHERPA が規定する管理物質
詳細は、「chemSHERPA 管理対象物質参照リスト」を参照してください。

付属書3
年 月 日

株式会社フoton 御中

RoHS指令特定物質に関する非含有保証書

会社名 : _____ 取引先コード : _____

住所 : _____

部署及び役職 : _____

氏名 : _____ 印 _____

電話番号 : _____ FAX番号 : _____

e-mail : _____

当社が納品する本紙に記載するすべての部品・部材について、下記の化学物質の含有が無いことを証明します。
尚、貴社がこの件により損害を被った場合は、誠意を持って対応します。

カドミウムおよびその化合物(100ppm 以下)	六価クロム化合物(1000ppm 以下)
鉛およびその化合物(1000ppm 以下)	水銀およびその化合物(1000ppm 以下)
ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)(1000ppm 以下)	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)(1000ppm 以下)
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)(1000ppm 以下)	フタル酸ブチルベンジル(BBP)(1000ppm 以下)
フタル酸ジブチル(DBP)(1000ppm 以下)	フタル酸ジイソブチル(DIBP)(1000ppm 以下)

(対象部品・部材:シリーズ名での記入も可能です。この場合のシリーズ内のすべての原材料、部品を調査していただく必要があります。)

フoton部品番号	部品名称	部品仕様	メーカー名

注 部品点数多数の場合には別紙添付にてお願いします。

以上